

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の引上げ

一般運送契約以外の契約である場合における候補者（県議会議員及び知事の選挙における候補者をいう。3において同じ。）の選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。

- (1) 借入れ契約の場合
一日当たり 一万五千八百円（現行一万五千三百円）
- (2) 燃料の供給に関する契約の場合
一日当たり 七千五百六十円（現行七千三百五十円）

2 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げ

知事の選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。

- (1) 選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下の場合
一枚当たり 七円五十一銭（現行七円三十銭）
- (2) 選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合
一枚当たり 三十七万五千五百円（現行三十六万五千円）と五円二銭（現行四円八十八銭）にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げ

候補者の選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。

- (1) 選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下の場合
一枚当たり 五百二十五円六銭（現行五百十円四十八銭）にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円（現行三十万八千七百七十五円）を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

- (2) 選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合
一枚当たり 二十七円五十銭（現行二十六円七十三銭）にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十七万三千三十円（現行五十五万七千百十五円）を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
- 4 施行期日等
- (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

1 認定こども園の職員資格に関する特例

- (1) 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、条例の規定にかかわらず、条例の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として置くことができることとした。

- (2) 条例の規定により置かなければならない保育士証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。(3)及び(5)において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。(3)及び(5)において同じ。）をもって代えることができることとした。

- (3) 条例の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができることとした。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。

- (4) 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例の規定により置かなければならない幼稚園の

教員免許状又は保育士証を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができることとした。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。

(5) (2)から(4)までにより次の表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、条例の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならないこととした。

(2)	条例の規定により置かなければならない保育士証を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
(3)	条例の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
(4)	条例の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例

(1) 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、条例の規定により置かなければならない職員のうち一人は、条例の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができることとした。

(2) 条例に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができることとした。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。

(3) 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができることとした。

この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。

(4) (2)及び(3)により条例に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

(1) 宿泊者の数を十人未満として旅館業法（以下「法」という。）の許可の申請がなされた施設にあっては、一客室の床面積が七平方メートル以上であることを要しないこととした。

(2) 宿泊者の数を十人未満として法の許可の申請がなされた施設であつて、次に掲げる要件を満たしているときは、施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備（アにおいて「玄関帳場等」という。）を設けることを要しないこととした。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

2 簡易宿所営業の施設の衛生措置の基準

(1) 宿泊者の数を十人未満として法の許可の申請がなされた簡易宿所営業の客室における宿泊者の定員は、床面積三・三平方メートルにつき一人とするにととした。

(2) 宿泊者の数を十人以上として法の許可の申請がなされた簡易宿所営業の客室における宿泊者の定員は、床面積二・四平方メートルにつき一人とするにととした。ただし、階層式寝台を設ける場合は、床面積三・二平方メートルにつき二人とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県病害虫防除所等に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県病害虫防除所の位置の変更

奈良県病害虫防除所の位置を橿原市から桜井市に変更することとした。

2 施行期日

平成二十八年九月一日から施行することとした。

◇奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 無人航空機の飛行の届出

奈良県立都市公園において航空法に規定する無人航空機を飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

2 指定管理者に行わせることができる業務の追加

指定管理者に行わせることができる業務に、無人航空機の飛行の届出の受理に関する業務を追加することとした。

3 施行期日等

(1) 平成二十八年十月一日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

1 いじめ防止対策推進法に基づいて設置する組織の名称の変更

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づいて設置する奈良県立学校いじめ問題調査委員会の名称を奈良県いじめ対策委員会に変更することとした。

2 所掌事務

奈良県いじめ対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

ア 奈良県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等（いじめの未然防止いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関すること。

イ 法に規定する調査に関すること。

ウ 県立学校における法に規定する重大事態についての調査に関すること。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例

1 目的

この条例は、地域再生法（以下「法」という。）に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）に従って法に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）について、県税の不均一課税を行うことにより、県内の地方活力向上地域への特定業務施設の移転及び県内の地方活力向上地域における特定業務施設の整備を促進し、もって地域経済の活性化と地域における雇用機会の創出を図ることを目的とすることとした。

2 事業税の不均一課税

知事は、県の区域に係る法の地域再生計画（法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に、認定事業者（法に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、法の規定により特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに法の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令又は法人税法施行令に掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法に規定する中小事業者、同法に規定する中小企業者及び同法に規定する中小連結法人にあつては、千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度（供用日の翌日から起算して三年を経過する日前に終了する各年又は各事業年度に限る。）に係る所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率を、奈良県税条例（以下「県税条例」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれに定める税率とすることができることとした。

ア 供用日の属する年又は事業年度 県税条例に規定する税率に二分の一を

乗じて得た率

イ アに掲げる年又は事業年度の翌年又は翌事業年度 県税条例に規定する税率に四分の三を乗じて得た率

ウ アに掲げる年又は事業年度の翌々年又は翌々事業年度 県税条例に規定する税率に八分の七を乗じて得た率

3 不動産取得税の不均一課税

知事は、公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、認定事業者であつて、法の規定により特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに法の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率を、県税条例の規定にかかわらず、百分の〇・四とすることができることとした。

4 固定資産税の不均一課税

知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して県が課する固定資産税の税率を、県税条例の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度から三年度分については、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める税率とすることができることとした。

ア 法に掲げる事業を実施する者 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

(ア) 初年度（当該償却資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度をいう。以下同じ。） 県税条例に規定する税率に十分の一を乗じて得た率

(イ) 第二年度（初年度の翌年度をいう。以下同じ。） 県税条例に規定する税率に四分の一を乗じて得た率

(ウ) 第三年度（第二年度の翌年度をいう。以下同じ。） 県税条例に規定

する税率に二分の一を乗じて得た率

イ 法に掲げる事業を実施する者 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

(ア) 初年度 県税条例に規定する税率に十分の一を乗じて得た率

(イ) 第二年度 県税条例に規定する税率に三分の一を乗じて得た率

(ウ) 第三年度 県税条例に規定する税率に三分の二を乗じて得た率

5 不均一課税の申請

2から4までにより不均一課税を受けようとする者は、当該事業税、不動産取得税又は固定資産税に係る申告期限までに、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないこととした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

7 施行期日等

(1) 公布の日から施行し、平成二十八年三月二十三日から適用することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県いじめ対策連絡協議会条例

1 設置

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定に基づき、奈良県いじめ対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。

2 所掌事務

協議会は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

ア 県、市町村又は学校（法に規定する学校をいう。）におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）

イ において同じ。）のための対策の推進に関すること。

イ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に関すること。

3 組織

- (1) 協議会は、委員十四人以内で組織することとした。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命することとした。
 - ア 教育、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者
 - イ アに掲げる者のほか、知事が必要と認める者

4 任期

委員の任期は三年とし、再任を妨げないこととした。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。
- (2) 会長は、会務を総理し、協議会を代表することとした。
- (3) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理することとした。

6 会議

- (1) 協議会の会議は、会長が招集することとした。
- (2) 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。
- (3) 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとした。
- (4) (3)の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しないこととした。

7 委員以外の者の出席

会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとした。

8 秘密の保持

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も同様とすることとした。

9 庶務

協議会の庶務は、地域振興部において処理することとした。

10 その他

この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が

定めることとした。

11 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県コンベンションセンター条例

1 設置

観光及び交流の拠点として人々の来訪を促し、地域経済の活性化及び文化の発展に寄与するため、奈良県コンベンションセンター（以下「コンベンションセンター」という。）を奈良市に設置することとした。

2 使用の承認

(1) コンベンションセンターの施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならないこととした。

(2) 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができることとした。

ア コンベンションセンターの設置目的に違反するとき。

イ 公益を害するおそれがあるとき。

ウ コンベンションセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

オ コンベンションセンターの管理上支障があるとき。

(3) 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができることとした。

3 使用の承認の取消し等

知事は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができることとした。

ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。

ウ 使用の承認の条件に違反したとき。

エ 2の(2)のいずれかに該当することとなったとき。

オ 公益上特に必要があるとき。

4 損害賠償

- (1) コンベンションセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないこととした。
- (2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

5 指定管理者の指定等

- (1) コンベンションセンターの管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとした。
- (2) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主としてコンベンションセンターの管理を行う指定管理者になることができないこととした。ただし、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでないこととした。
- (3) (1)による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならないこととした。
 - ア コンベンションセンターの管理に関する事業計画書
 - イ アに掲げるもののほか、規則で定める書類
- (4) 知事は、(3)の規定による提出があつたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとした。
 - ア 住民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的

な基礎を有していること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事がコンベンションセンターの設置目的を達成するために必要と認める基準

6 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってコンベンションセンターの管理を行わなければならないこととした。

7 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

(1) 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア コンベンションセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務

イ コンベンションセンターの利用の促進に関する業務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(2) 知事は、(1)の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする事とした。

8 その他

この条例に定めるもののほか、コンベンションセンターの管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

9 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。